

本文書は、日本企業の中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

外商投資プロジェクト審査許可及び届出記録管理弁法
（国家発展改革委員会令第12号として2014年5月17日発布、同年6月17日施行）

第1章 総則

第1条 外商投資管理体制改革を更に深化させるため、「中華人民共和国行政許可法」、「外商投資方向指導規定」、「投資体制改革に関する国務院の決定」及び「政府が審査許可する投資プロジェクト目録（2013年版）」（以下「審査許可目録」という。）に基づき、ここに本弁法を制定する。

第2条 本弁法は、中外合弁、中外合作、外商独資、外商投資パートナーシップ、外商による国内企業の合併・買収、外商投資企業の増資及び再投資プロジェクト等の各種外商投資プロジェクトに適用する。

第2章 プロジェクトの管理方式

第3条 外商投資プロジェクトの管理は、審査許可及び届出記録の2種類の方式に分ける。

第4条 「審査許可目録」に基づき、審査許可制を実行する外商投資プロジェクトの範囲は、以下のとおりとする。

- (一) 「外商投資産業指導目録」において中国側持分支配（相対的持分支配を含む。）の要求がある総投資（増資を含む。）3億米ドル以上の奨励類プロジェクト及び総投資（増資を含む。）5000万米ドル以上の制限類（不動産は含まない。）プロジェクトは、国家発展改革委員会が審査許可する。
- (二) 「外商投資産業指導目録」の制限類中の不動産プロジェクト及び総投資（増資を含む。）5000万米ドル未満のその他の制限類プロジェクトは、省級政府が審査許可する。
「外商投資産業指導目録」において中国側持分支配（相対的持分支配を含む。）の要求がある総投資（増資を含む。）3億米ドル未満の奨励類プロジェクトは、地方政府が審査許可する。
- (三) 前2項所定のもの以外で「審査許可目録」第一ないし第十一項目に列挙された外商投資プロジェクトに該当するものは、「審査許可目録」第一ないし第十一項目の規定に従い審査許可する。
- (四) 地方政府が審査許可するプロジェクトについて、省級政府は、当該地の実状に応じ地方各級政府の審査許可権限を具体的に区分けすることができる。省級政府が審査許可するプロジェクトについては、審査許可権限は委譲してはならない。

本弁法にいうプロジェクト審査許可機関とは、本条の規定によりプロジェクト審査許可権限を有する行政機関をいう。

第5条 本弁法第4条の範囲以外の外商投資プロジェクトは、地方政府の投資主管部門が

届出記録をする。

第6条 外商投資企業の増資プロジェクトの総投資は新規増加した投資額をもって計算し、合併・買収プロジェクトの総投資は取引額をもって計算する。

第7条 外商投資が国の安全に関わる場合には、国の関係規定に従って安全審査を行わなければならない。

第3章 プロジェクトの審査許可

第8条 審査許可を申請しようとする外商投資プロジェクトについては、国の関係要求に従ってプロジェクト申請報告を作成しなければならない。プロジェクト申請報告は、以下の内容を含んでいなければならない。

- (一) プロジェクト及び投資者の状況
- (二) 資源利用及び生態環境への影響の分析
- (三) 経済及び社会的影響の分析

外国投資家による国内企業の合併・買収プロジェクトの申請報告には、買収・合併側当事者の状況、合併・買収の取決め、資金調達案及び被合併・買収側当事者の状況、合併・買収がなされた後の経営方式、範囲及び持分構造、所得収入の使用手配等を含んでいなければならない。

第9条 国家発展改革委員会は、実際の必要に基づき、プロジェクト申請報告の共通書式、主要業界のプロジェクト申請報告のモデル書式、プロジェクト審査許可文書のフォーマット書式を作成及び発布する。

国家発展改革委員会が審査許可又は審査した後には、國務院に提出して審査許可を受けなければならないプロジェクトについて、国家発展改革委員会は、「サービス指針」を制定及び発布し、プロジェクト審査許可の申告資料及び必要な付属文書、受理方式、手続フロー、手続期限等の内容を明記してプロジェクト申告単位向けに指導及びサービスを提供する。

第10条 プロジェクト申請報告には、以下の文書を添付しなければならない。

- (一) 中外投資各当事者の企業登録証明資料及び監査を経た最新の企業財務諸表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書を含む。）並びに口座開設銀行が発行した資金信用証明
- (二) 投資意向書。増資又は合併・買収プロジェクトに係る会社董事会決議
- (三) 都市農村計画行政主管部門が発行した土地選定意見書（割当方式にて国有土地使用権が提供されるプロジェクトのみを指す。）
- (四) 国土資源行政主管部門が発行した用地事前審査意見（用地の新增に及ばず、既に認可されている建設用地範囲内で改造・増築を行うプロジェクトは、用地事前審査を行わなくてよい。）
- (五) 環境保護行政主管部門が発行した環境影響評価の審査認可文書
- (六) 省エネルギー審査機関が発行した省エネルギー審査意見
- (七) 国有資産をもって出資する場合には、関係主管部門が発行した確認文書を必要とする。
- (八) 関係する法律・法規の規定に基づき提出しなければならないその他の文書

第11条 審査許可権限別で国家発展改革委員会の審査許可に属するプロジェクトは、プロジェクト所在地の省級発展改革部門から初歩審査意見が提出された後、国家発展改革委員会にプロジェクト申請報告を送付する。計画単列企業集団及び中央管理企業は、国家発展改革委員会にプロジェクト申請報告を直接送付し、かつ、プロジェクト所在地の省級発展改革部門の意見を添付することができる。

第12条 プロジェクト申告資料が揃っていない場合又は関係要求に合致していない場合には、プロジェクト審査許可機関は、申告資料を受け取った後5業務日内に、プロジェクト申告単位に対し、補正するよう一括で告知しなければならない。

第13条 関係業界の主管部門の職能に関わるプロジェクトについては、プロジェクト審査許可機関は、関係業界の主管部門と協議して7業務日内に書面審査意見を発行するよう要請しなければならない。関係業界の主管部門が期限を徒過して書面審査意見をフィードバックしない場合には、同意したものとみなす。

第14条 プロジェクト審査許可機関は、評価論証を行う必要のある重点問題について、評価論証の実施をプロジェクト申請報告の受理日から4業務日内に、資質を有する諮問機構に委託する。委託を受けた諮問機構は、規定の期間内に評価報告を提出しなければならない。

公共の利益に重大な影響をもたらす可能性のあるプロジェクトに対し、プロジェクト審査許可機関は、審査許可を行う際に、適当な方式を採用して公衆の意見を聴取しなければならない。特別に重大なプロジェクトに対しては、専門家評議制度を実行することができる。

第15条 プロジェクト審査許可機関は、プロジェクト審査許可申請を受理した日から20業務日内に、プロジェクト申請報告に対する審査許可を完了する。20業務日内に審査許可の決定を下すことができない場合には、当該部門の責任者が10業務日の延長を認可し、かつ、期限延長の理由をプロジェクト申告単位に告知する。

前項規定の審査許可期限には、諮問評価の委託及び専門家による評議の実施に必要な期間は算入されない。

第16条 外商投資プロジェクトに対する審査許可条件は、以下のとおりである。

- (一) 国の関係する法律・法規並びに「外商投資産業指導目録」及び「中西部地区外商投資優位産業目録」の規定に合致していること。
- (二) 発展計画、産業政策及び参入許可基準に合致していること。
- (三) 資源を合理的に開発し、かつ、効果的に利用していること。
- (四) 国の安全及び生態の安全に影響しないこと。
- (五) 公衆の利益に対し、重大で不利な影響を引き起こさないこと。
- (六) 国の資本項目管理及び外債管理の関係規定に合致していること。

第17条 審査許可を与えるプロジェクトに対し、プロジェクト審査許可機関は、書面による審査許可文書を発行し、かつ、同級の業界管理、都市農村計画、国土資源、環境保護、省エネルギー審査等の関連部門に写しを送付する。審査許可を与えないプロジェクトに対しては、書面で理由を説明し、かつ、プロジェクト申告単位が法による行政再審議の申請又は行政訴訟提起の権利を享有していることを通知しなければならない。

第4章 プロジェクトの届出記録

第18条 届出記録を申請しようとする外商投資プロジェクトについては、プロジェクト申告単位がプロジェクト及び投資者の基本状況等の情報を提出し、かつ、中外投資各当事者の企業登録証明資料、投資意向書及び増資又は合併・買収プロジェクトに係る会社董事会決議等のその他の関連資料を添付する必要がある。

第19条 外商投資プロジェクトの届出記録は、国の関係する法律・法規、発展計画、産業政策及び参入許可基準に合致し、「外商投資産業指導目録」及び「中西部地区外商投資優位産業目録」に合致している必要がある。

第20条 届出記録をしない外商投資プロジェクトに対し、地方投資主管部門は、7業務日内に書面意見を発行し、かつ、理由を説明しなければならない。

第5章 プロジェクトの変更

第21条 審査許可又は届出記録を経たプロジェクトに、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、原認可機関に変更を申請する必要がある。

- (一) プロジェクト地点に変化が発生した場合
- (二) 投資者又は持分に変化が発生した場合
- (三) プロジェクトの主要建設内容に変化が発生した場合
- (四) 関係する法律・法規及び産業政策の規定により変更する必要があるその他の事由

第22条 審査許可及び届出記録を変更する手続は、本弁法の前述の関係規定を参照して執行する。

第23条 審査許可を経たプロジェクトが変更後に届出記録管理の範囲に属するようになった場合には、届出記録手続に従って処理しなければならない。届出記録がなされたプロジェクトが変更後に審査許可管理の範囲に属するようになった場合には、審査許可手続に従って処理しなければならない。

第6章 監督管理

第24条 審査許可文書又は届出記録文書は、文書の有効期間を規定しなければならない。有効期間内に建設着工しない場合には、プロジェクト申告単位は、有効期間満了の30業務日前までに原審査許可及び届出記録機関に延期申請を提出しなければならない。有効期間内に建設着工せず、かつ、延期申請を提出しなかった場合には、原審査許可文書は期限満了後に自動的に失効する。

第25条 規定の権限及び手続どおりに審査許可又は届出記録がなされていないプロジェクトに対し、関係部門は関連手続を行ってはならず、金融機関は融資に係る支援を与えてはならない。

第26条 各級のプロジェクト審査許可及び届出記録機関は、審査許可及び届出記録に係る職責を適切かつ確実に履行し、監督、管理及びサービスを改善し、行政効率を向上させ、かつ、関連規定に従ってプロジェクト審査許可及び届出記録の情報公開業務を適切に遂行しなければならない。

第27条 各級の発展改革部門は、同級の業界管理、都市農村計画、国土資源、環境保護、

金融監督管理、安全生産監督管理等の部門とともに、プロジェクト申告単位によるプロジェクト執行状況及び外商投資プロジェクトの審査許可又は届出記録状況に対して査察及び監督検査を行い、情報システムの整備を加速し、発展計画、産業政策、参入許可基準、信用記録等の情報の横方向の相互連絡制度を構築し、法規違反行為を厳しく調査処分して不良信用記録に盛り込み、行政審査認可と市場監督管理との情報共有を実現しなければならない。

- 第28条 国家発展改革委員会は、地方発展改革部門と合同で外商投資プロジェクト管理電子情報システムを構築・整備し、外商投資プロジェクトの検索可能及び監督可能を実現し、事中・事後の監督管理水準を引き上げなければならない。
- 第29条 省級発展改革部門は、毎月10日までに前月の当該省のプロジェクト審査許可及び届出記録の関連状況（プロジェクト名称、審査許可文書及び届出記録文書の番号、プロジェクト所在地、中外投資当事者、建設内容、資金の出所（総投資、資本金等を含む。）等を含む。）を集約・整理し、国家発展改革委員会に報告する。

第7章 法律責任

- 第30条 プロジェクト審査許可及び届出記録機関並びにその業務人員が本弁法の関係規定に違反した場合には、その上級行政機関又は監察機関が是正を命ずる。情状が重大である場合には、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して法により行政処分を与える。
- 第31条 プロジェクト審査許可及び届出記録機関の業務人員がプロジェクト審査許可及び届出記録の過程において職権を乱用して私利を貪り、犯罪を構成した場合には、法により刑事責任を追及する。犯罪の構成には至らない場合には、法により行政処分を与える。
- 第32条 諮問評価機構及びその人員並びに専門家評議に参画する専門家がプロジェクト申請報告を作成し、プロジェクト審査許可機関の委託を受けて評価を展開し、又は専門家評議に参画する過程において、国の法律・法規及び本弁法の規定を遵守しなかった場合には、法により相応の責任を追及する。
- 第33条 プロジェクト申告単位がプロジェクトの分割又は虚偽資料の提供等の不正な手段をもって審査許可又は届出記録を申請した場合には、プロジェクト審査許可及び届出記録機関は、受理をせず、又は審査許可及び届出記録をしない。既にプロジェクト審査許可文書又は届出記録文書が取得されている場合には、プロジェクト審査許可及び届出記録機関は、法により当該プロジェクトの審査許可文書又は届出記録文書を取り消さなければならない。既に建設着工している場合には、法により建設停止を命ずる。相応のプロジェクト審査許可及び届出記録機関並びに関係部門は、それを不良信用記録に盛り込み、かつ、関係責任者の法律責任を法により追及しなければならない。

第8章 附則

- 第34条 プロジェクト審査許可の職能を有する国务院業界管理部門及び省級政府関係部門は、国の関係する法律・法規及び本弁法の規定に従って、外商投資プロジェクト審査許可の具体的な実施弁法及び相応の「サービス指針」を制定することができる。

第35条 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の投資家が祖国大陸において実施する投資プロジェクトは、本弁法を参照して執行する。

外国投資家が人民元をもって国内において投資するプロジェクトは、本弁法に従って執行する。

第36条 外商投資プロジェクトの管理について法律、行政法規及び国に専門規定がある場合には、関係規定に従って執行する。

第37条 本弁法は、国家發展改革委員会が解釈に責任を負う。

第38条 本弁法は、2014年6月17日から施行する。国家發展改革委員会が2004年10月9日に発布した「外商投資プロジェクト審査許可暫定管理弁法」（国家發展改革委員会令第22号）は同時に廃止する。

（法令原文名称：外商投资项目核准和备案管理办法）